

発議第9号

那須芳人議員に対する問責決議について

上記の議案を、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年12月17日提出

提出者 愛南町議会議員 山下 正敏

賛成者 愛南町議会議員 嘉喜山 茂

〃 〃 鷹野 正志

那須芳人議員に対する問責決議

那須芳人議員は、令和3年9月10日の総務文教常任委員会における請願審査の中で、令和元年9月13、18、24日に秘密会として開催された「懲罰特別委員会」の審議内容を漏洩した。

これは、秘密の保持を定めた愛南町議会会議規則第96条第2項に違反するものである。

その後、那須芳人議員は反省して自ら発言取消申出書を提出し、令和3年9月17日に開催された総務文教常任委員会で発言取消申出は可決されたものの、発言した事実は残されている。

よって、愛南町議会は、那須芳人議員に対し、議員としての責務を深く認識し、反省を促すため問責するものである。

以上、決議する。

令和3年12月17日

愛南町議会